

鹿児島県の産業おこし に取り組もう！

～農商工等連携・地域産業資源活用～



かごしまの地域経済をより発展させるために

鹿児島県には、世界自然遺産の屋久島をはじめとする豊かな自然、黒豚や黒酢など数多くの安心・安全な食材、個性ある歴史文化など「本物」の素材があふれています。

このため県では、こうした素材、いわゆる地域資源を生かした産業おこしに取り組んでいます。

国においても、「農商工等連携促進法」や「中小企業地域産業資源活用促進法」に基づき、事業計画を認定し支援しています。

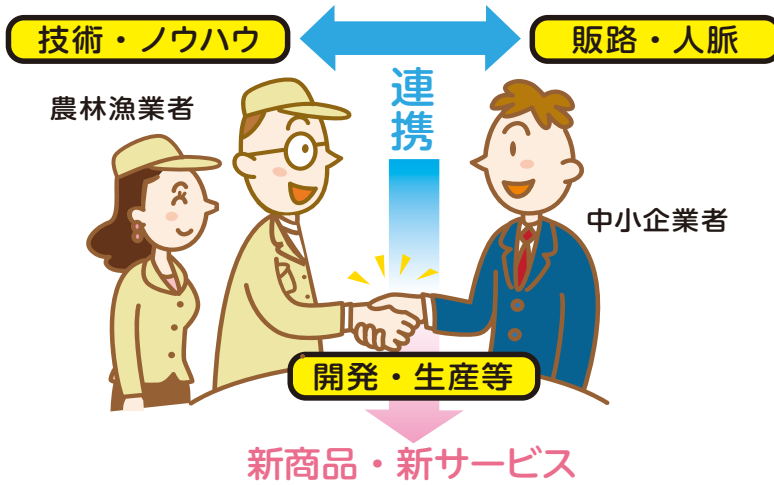
地域資源を活用した新たな商品開発を行い、県内外に販路を開拓し、地域ブランドとして育成することにより、農林漁業者や商工業者の経営の安定、事業の拡大が図られます。さらには地域の観光業界などとの連携による事業展開により、地域全体の活性化につながることも可能です。こうした取り組みにより、地域全体に大きな付加価値がもたらされ、新たな雇用を生み出すことが期待されます。

地域活性化に貢献するこれらの取り組みには、それぞれの事業者の連携に加えて、関連産業や地方公共団体が一つのネットワークとなって事業を進めていくことが重要となっています。

今回の特集では、鹿児島県の地域資源を生かして地域経済の発展を図る「農商工等連携」と「地域産業資源活用」について紹介します。

新規事業の創出と展開に向けて

農・林・漁業と商工業を結び、新事業をカタチに！



農工商等
連携
促進法

農林漁業者・
中小企業者が
連携体を構築

農林漁業者・中小企業者が
共同で「農工商等連携事業計画」を
作成し、国に申請

主務大臣の認定
(農林水産大臣・
経済産業大臣等)

鹿児島県では、これまで12件の事業計画が認定を受けています。

農工商等連携とは？

農工商等連携とは、農林漁業者と商工業などを営む中小企業者が通常の商取引関係を超えて、お互いの強みを生かした連携を図る取り組みのことで、農林漁業者と中小企業者それぞれの経営資源を有効に活用して、共同で新商品や新サービスの開発、生産等を行い、売り上げや利益の増加を目指します。

地域の特産物や観光資源を生かす！

[地域産業資源の例]

※品目は一例です。



県が指定する地域産業資源は県ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.kagoshima.jp/af03/2012sangyoshigen.html>)

中小企業
地域産業資源
活用促進法

中小企業が
「地域産業資源活用事業計画」
を作成し、都道府県に申請

都道府県が
意見を付与して
国へ提出

主務大臣の認定
(経済産業大臣等)

鹿児島県では、これまで18件の事業計画が認定を受けています。

地域産業資源活用とは？

地域産業資源活用とは、地域の強みとなりうる農林水産物、産地の技術、観光資源などの地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・生産等を行い、需要の開拓を行う取り組みのことです。

地域産業資源とは、県が指定する以下のもので、現在189品目が指定されています。

・地域の特産物として広く認識されている農林水産物や鉱工業品
・地域の特産物である鉱工業品の生産に関する技術
・文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として広く認識されているもの

国の認定を受ける メリット

事業計画が認定されると、国による以下の支援が受けられます。

※個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

- ・試作品の開発・改良や展示会出展、市場調査などに要する経費の補助（補助率2/3以内）
- ・政府系金融機関による優遇金利での融資
- ・設備投資減税（対象設備の取得価格の税額控除（7%）または特別償却（30%））